

# 昔の憲法と、今の憲法の"違い"ってなんだろう？

## 1889年大日本帝国憲法が制定される！

明治維新によって、江戸幕府から明治政府になった日本は、欧米諸国に見習ってアジアで"初"となる憲法を制定した。

それが**大日本帝国憲法**だ！

## 大日本帝国憲法の特徴



- ①**欽定憲法**：天皇が制定した憲法
- ②**主権者**：天皇が統治権を持つ
- ③**軍隊**：天皇が統帥権を持ち、軍隊を動かせる
- ④**憲法改正**：天皇が発議し、両議院で3分の2以上の賛成で改正
- ⑤**法律の範囲内での人権**：いつでも法律によって制限できる"自由"？

大日本帝国憲法の特徴は、「**天皇**」を中心に**社会が動いている**って事。薩長同盟を中心に成立した明治政府は、江戸幕府の"将軍"に代わるシンボルとして『**天皇**』を担ぎ出した。天皇の名の下に、政府が強い権力を持って国を動かす事ができるようにしたんだ。

しかも人権（国民一人一人が持つ権利）は一応認められたけれど、

**「法律の範囲内」**だった。つまり、国はいつでも法律によって人権を制限できるという、厳しい内容だった(￣ロ￣;) )



1946年11月3日**日本国憲法公布** (文化の日)

1947年5月3日**日本国憲法施行** (憲法記念日)

それに対して太平洋戦争後に作られた日本国憲法は、日本を2度と戦争のしない国にするため、GHQという占領軍が制定したもの。

その内容は平和的で、国民想いのものになった(。>w・。)>